

川口市特別職報酬等審議会次第

日 時 平成25年5月28日（火）午後2時

場 所 議会3階会議室

- | | | |
|------|-----|-------|
| 会議内容 | (1) | 任命書交付 |
| | (2) | 市長挨拶 |
| | (3) | 委員紹介 |
| | (4) | 会長互選 |
| | (5) | 会長挨拶 |
| | (6) | 諮詢問 |
| | (7) | 審議 |
| | (8) | 閉会 |

川口市特別職報酬等審議会

平成25年5月28日

川 口 市

目 次

○ 川口市特別職報酬等審議会委員名簿	1
○ 川口市特別職報酬等審議会条例(抄)	2
○ 川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例(抄)	3
○ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の概要	4
○ 国における減額措置の取り組みの概要	5

川口市特別職報酬等審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)
平成25年5月28日

氏 名	現役職名
伊藤 光男 イトウ ミツオ	川口鑄物工業協同組合理事長
浦邊 敏夫 ウラベ トシオ	川口市農業協同組合代表理事組合長
小澤 恵美子 オザワ エミコ	川口市交通安全母の会会長
小原 貞次 コハラ テイジ	鳩ヶ谷商工会会長
櫻井 道子 サクライ チヨコ	川口市食生活改善推進員協議会会长
徳竹 英一 トクタケ エイイチ	川口市医師会会长
富田 英雄 トミタ ヒデオ	川口商工会議所副会頭
永沼 義隆 ナガヌマ ヨシタカ	川口青年会議所理事長
中村 純司 ナカムラ ジュンジ	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 川口・戸田・蕨地域協議会議長
山野 有一郎 ヤマノ ユウイチロウ	幸栄地区連合町会長

○川口市特別職報酬等審議会条例（抄）

（昭和 39 年 7 月 1 日条例第 38 号）

（設置）

第 1 条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、この市に川口市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

（委員）

第 3 条 審議会は、委員 10 人をもって組織する。

- 2 委員は、川口市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要な都度、市長が任命する。
- 3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第 6 条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例（抄）

（昭和 42 年 4 月 1 日条例第 5 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項の規定に基づき、市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給与及び旅費に關し必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第 2 条 市長等の受ける給与は、給料、地域手当、通勤手当及び期末手当とする。

（給料）

第 3 条 市長等の給料の月額は、別表第 1のとおりとする。

（地域手当）

第 4 条 地域手当の月額は、給料の月額に川口市職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 17 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）に支給される地域手当の算定に用いる割合を乗じて得た額とする。

（期末手当）

第 6 条 市長等で、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項各号（第 1 号を除く。）、同法第 252 条又は政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 28 条の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

附 則

4 当分の間、給料の月額は、第 3 条の規定にかかわらず、同条に定める給料の月額からその額に 100 分の 6 を乗じて得た額を減じた額とする。

別表第 1（第 3 条関係）

職名	給料の月額
市長	1,146,000 円
副市長	942,000 円

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の概要(平成24年法律第2号)

平成23年9月30日付けの人事院勧告に鑑み、給与の改定について定めるとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人事費を削減するため、国家公務員の給与に関する特例を定めるもの

I 人事院勧告に係る給与改定

- 1 債給月額の引下げ 平均▲0.23%
※ 平成23年4月から法施行までの較差相当分は、平成24年6月期の期末手当で調整
- 2 経過措置額を平成26年4月に全額廃止、それを原資に昇給回復措置
(平成24年4月、平成25年4月は自然減少分を原資に昇給回復措置)
- 3 特別職給与法及び防衛省職員給与法の適用者についても、一般職に準じて改定

II 給与減額支給措置(措置期間:平成24年4月~平成26年3月末)

1 一般職給与法適用者

- (1) 債給月額
 - ① 本省課室長相当職員以上(指定職、行(一)10~7級) ▲9.77%
 - ② 本省課長補佐・係長相当職員(行(一)6~3級) ▲7.77%
 - ③ 係員(行(一)2、1級) ▲4.77%その他の債給表適用職員については、行(一)に準じた支給減額率
- (2) 債給の特別調整額(管理職手当) 一律▲10%
- (3) 期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77%
- (4) 委員、顧問、参与等の日当 上限額を▲9.77%
- (5) 地域手当等の債給月額に連動する手当(期末・勤勉手当を除く。)の月額は、減額後の債給月額等の月額により算出

2 特別職給与法適用者

- (1) 債給月額等
 - ① 内閣総理大臣 ▲30%
 - ② 国務大臣クラス・副大臣クラス ▲20%
 - ③ 大臣政務官クラス、常勤の委員長等・大公使等(②以外の者) ▲10%
- (2) 期末手当
 - ① 内閣総理大臣、国務大臣・副大臣クラス 債給月額の支給減額率と同じ
 - ② ①以外の者 一律▲9.77%
- (3) 非常勤の委員等の日当 上限額を▲9.77%
- (4) 秘書官 一般職給与法適用対象者に準じて措置

3 防衛省職員給与法適用者

- (1) 債給月額等 一般職の国家公務員と同様の減額措置を実施
- (2) 給与減額支給措置の特例について
自衛官(将・将補(一)を除く。)並びに自衛隊の部隊及び機関に勤務する事務官等については、平成24年4月1日から6月を超えない範囲内で政令で定める期間における給与減額支給措置の適用について、政令で特別の定めをすることができる。

4 その他

地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応

国における減額措置の取り組みの概要

期間 H24.4.1 ~ H26.3.31

給料月額 ※行(一)の場合	行(一)2級以下 (係員)	▲4.77%
	行(一)3級から6級 (本省課長補佐・係長相当職員)	▲7.77%
	指定職、行(一)7級以上 (本省課室長担当職員以上)	▲9.77%
管理職手当	一律▲10%	
期末・勤勉手当	一律▲9.77%	
地域手当	減額後の給料月額より算出	
扶養手当	減額なし	
住居手当	減額なし	
通勤手当	減額なし	
特殊勤務手当	減額なし	
夜勤手当	減額後の給料月額より算出	
時間外勤務手当	減額後の給料月額より算出	
退職手当	減額なし	
委員・顧問等の日当	上限額を▲9.77%	

【参考】特別職報酬月額等

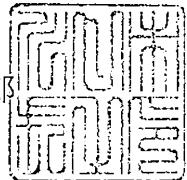
内閣総理大臣	俸給月額 ▲30% 期末手当 ▲30%
国務大臣クラス	俸給月額 ▲20%
副大臣クラス	期末手当 ▲20%
政務官クラス	俸給月額 ▲10%
常勤の委員長等	期末手当 ▲9.77%
国会議員	歳費月額 ▲20%(大震災分▲12.88% + 定数削減分 ▲7.12%) 期末手当 ▲20%(大震災分▲12.88% + 定数削減分 ▲7.12%)

(写)

平成25年 5月28日

川口市特別職報酬等審議会会長 様

川口市長 岡村 幸四郎



市長及び副市長の給料の額について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問いたしますので、ご審議方お願ひいたします。

記

1 諒問事項

「市長及び副市長の給料の額について」

2 諒問理由

平成14年度に開催された川口市特別職報酬等審議会において、市長、副市長の給料の額について、給料の6パーセントに相当する額を3年間削減することが適当であるとの答申をうけ、さらに平成17年度開催の審議会において再度、当面の間、給料の6パーセントの削減措置を継続することが適当であるとの答申をいただいたことから、現在も削減を実施しているところです。

一方、平成25年3月29日に改正交付税法が成立し、平成25年度の地方交付税が削減されることとなり、併せて地方公務員の給与を減額することが、国から要請されたことを受けて、本市において一般職職員の給与減額について検討しているところであります。

こうしたことから、本市の一般職職員の給与減額の取り扱いに準じ、市長、副市長の給料の額の取り扱いについて、ご意見を賜りたく諮問いたすものです。

市長等常勤特別職の給与減額 事務局(案)

- 1 現在、本来支給すべき額から 6 %減額しているものを、本来支給すべき額から 1 5 %減額とする。
- 2 1 5 %減額の期間は、一般職の給与の減額期間に準じ、平成 2 5 年 7 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、一般職の給与の減額期間が変更された場合は、その期間とする。
- 3 1 5 %減額の期間が終了した後は、本来支給すべき額から 6 %減額する措置を継続する。

(案)

平成25年 月 日

川口市長 岡村 幸四郎 様

川口市特別職報酬等審議会
会長 富田 英雄

市長及び副市長の給料の額について（答申）

平成25年5月28日付で諮問を受けたことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 給料の減額

市長及び副市長の給料は、一般職と同一の減額期間、15パーセントを減額することが妥当であります。

なお、給料の15パーセントの減額措置の終了後は、現在と同様6パーセントの減額措置とします。

2 理由

国においては東日本大震災に起因して、国家公務員の給与減額を実施しているところです。

平成25年3月、交付税法が改正されたことにより、今年度に川口市に交付される交付税が削減されることが決定的であり、このままの状態では、市民サービスの低下を招きかねません。

したがいまして、一般職の給与減額にあわせ、市長及び副市長の給料を上記のとおり減額することが妥当であります。

川口市特別職報酬等審議会 会議録

会議の名称	川口市特別職報酬等審議会
開催日時	平成25年5月28日(火) 午後2時から午後2時43分
開催場所	議会3階会議室
出席者	(会長) 富田会長 (委員) 伊藤委員、浦邊委員、小澤委員、小原委員、櫻井委員、 徳竹委員、永沼委員、中村委員、山野委員
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会 ○ 傍聴について ○ 任命書の交付 ○ 市長挨拶 ○ 自己紹介 ○ 会長の互選 ○ 会長挨拶 ○ 諒問 ○ 審議 <ul style="list-style-type: none"> ・市長及び副市長の給料の額について ○ 閉会
会議資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 資料 3 諒問書(写) 4 事務局案 5 答申書(案)
発言内容	<p>■ 開会 ■ 傍聴について</p> <p>事務局</p> <p>本市の審議会は公開が原則になっていることから、傍聴希望者については、特に人数に制限を設げることなく、この会場の広さに応じて、可能な限り傍聴を認めたいがよろしいか。</p> <p>— 全員異議なく了承 —</p> <p>事務局</p> <p>審議会が始まる前に傍聴希望者がいる場合には、会議冒頭で諮ることとし、会議途中からの傍聴希望者には、事務局による手続きを済ませた上で、随時入室してもらう取扱いとすることによろしいか。</p>

— 全員異議なく了承 —

事務局

そのように取り扱うこととする。また、報道関係者はフリーとしたい。

それでは、本日は2名から傍聴の希望が出ているので入室してもらうことによろしいか。

— 全員異議なく了承 —

— 傍聴希望者2名入室 —

■ 1 任命書の交付

事務局

はじめに岡村市長から、川口市特別職報酬等審議会委員の任命書の交付を行う。

— 岡村市長から各委員に任命書を交付 —

■ 2 市長挨拶

ご多忙のなか、皆様に川口市特別職報酬等審議会委員として就任していただき、協力いただくことに感謝する。

東日本大震災の影響で、復興財源を捻出するため国家公務員については、平成24年度と平成25年度の2ヵ年、平均7.8%の給与の減額をしている。

その際、地方公務員については減額を実施しなかったが、新政権になり、地方公務員においても、国に準じて給与を減額してほしいという強い要請があった。

報道等でもご案内のとおりであるが、地方の立場からすると、地方自治体は、職員の定数の削減にも手をつけてきたし、また、給与の削減にも積極的に取り組んできた。

そういう面では国の努力を上回る取り組みをし、努力してきた。

国には、このような実績をしっかりと評価しているのかという疑問を投げかけさせてもらった。

我々地方の立場からすれば、国に対して言うべきことは言っていくということが重要なことなので、全国市長会を通じて申し上げたうえに、さらに私個人としても、地元から総務大臣が選出されていることから、直接申し上げた。

	<p>一方、国としては、地方公務員の人物費を地方交付税で一部、賄っていることから、その地方交付税について、給与の減額相当の部分を削減するという法改正をし、強い姿勢で臨んでいるところである。</p> <p>この措置は一年限定で実施することである。</p> <p>地方自治体としても、言うべきことはしっかりとと言うが、やるべきことはきちんとやるという姿勢で臨んでいる。</p> <p>職員の給与についても、現在、職員組合と交渉中だが、減額する方向で努力をしていきたいと思っている。</p> <p>したがって、一生懸命に仕事をしている職員のみ減額するというわけにはいかない。市長、副市長といった特別職も手をこまねいていることはできない。率先して給与を減額するために、今回の川口市特別職報酬等審議会を開催させていただいた。</p> <p>この審議会で議論してもらい、しかるべき結論を出していただければありがたい。</p> <p>このような状況を鑑み、よろしくご審議賜りたい。</p>
	<p>■ 3 自己紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> — 各委員自己紹介 — — 事務局自己紹介 —
	<p>■ 4 会長互選</p> <p>事務局</p> <p>はじめに川口市特別職報酬等審議会条例第4条の規定に基づき、会長の互選をお願いしたい。</p> <p>委員</p> <p>経験豊富である富田委員にお願いしてはどうか。</p> <p>事務局</p> <p>会長は富田委員にお願いすることでよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 全員異議なく了承 —
	<p>■ 5 会長挨拶</p> <p>進行役を仰せつかったので、ご協力を願いしたい。</p> <p>市長のあいさつの中にもあったとおり、しっかりと審議していきたい。</p>
	<p>■ 6 諒問</p>

	<p>事務局</p> <p>ここで、岡村市長から本審議会に対する諮問を富田会長にお渡しする。</p> <p>市長</p> <p>市長及び副市長の給料の額について、諮問いたしますので、ご審議方 お願ひいたします。</p> <p>— 市長から会長に諮問 —</p> <p>— 委員に諮問書（写）が配布される —</p> <p>○ 議事</p> <p>■ 会議録について</p> <p>会長</p> <p>審議に先立ち、当審議会の会議録について、お諮りする。</p> <p>会議録は、要点筆記とし、各委員の確認の後に市政情報コーナー及び 市のホームページ上で公開するという取り扱いとしたいがよろしいか。</p> <p>— 全員異議なく了承 —</p> <p>会長</p> <p>それでは、そのように取り扱わせていただく。</p> <p>■ 7 審議</p> <p>会長</p> <p>これより審議に入りたい。</p> <p>まず、事務局から資料について説明をお願いする。</p> <p>事務局</p> <p>それでは、資料について、説明申し上げる。</p> <p>まず、一枚目は目次となっている。</p> <p>1ページは委員名簿、2ページは当審議会の条例の抄である。</p> <p>第1条では、報酬等の額を審議するために、この審議会を置くことを 規定し、第2条では、給料額等に関する条例を議会に提出するときは、 この審議会の意見を聴くことを規定している。</p> <p>さらに第3条第3項では、諮問に係る審議が終了したときには解任さ れるとしている。</p> <p>また、第4条では、さきほど互選していただいた会長の互選規定であ る。</p>
--	---

	<p>3ページは市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例の抄である。</p> <p>この条例によって市長、副市長の給料を定めている。</p> <p>ちなみに条例上では、市長・副市長の給料月額は、一番下の欄に記載されている金額となっている。</p> <p>しかしながら、附則の4に規定されているとおり、6%を減じた額が実際は支払われているので、市長が1,077,240円、副市長が885,480円となっている。</p> <p>次に4ページは、国家公務員の給与の減額措置の内容について、国が作成した資料である。</p> <p>5ページは4ページの内容を見やすく整理したものである。</p> <p>一番上にあるように国家公務員の一般職職員の給料月額は、係員相当で4.77%の減額、係長・課長補佐相当で7.77%の減額、課長相当以上で9.77%の減額となっている。</p> <p>資料の説明は以上であるが、さきほどお配りした諮問書の諮問理由に記載されていたように、地方公務員の給与減額について、国からは国家公務員と同様の減額を本年7月から今年度末の平成26年3月末まで実施するよう要請されており、併せて平成25年度の交付税においても、人件費相当分にあたる額が削減されることが決定している。</p> <p>これらのことから、本市の一般職職員についても給与を減額する方向で検討に入っているところである。</p> <p>そして、併せて本市の市長、副市長の給料の取り扱いについても検討する必要があることから、本審議会で審議していただくこととなったものである。</p> <p>説明は以上である。</p> <p>よろしくお願いしたい。</p> <p>会長</p> <p>それでは早速、委員の皆様にご意見を賜り、審議を進めたいと思うが、いきなりでは皆様も意見を出しにくいと思うので、事務局からたたき台となるような案を出してもらいたいと思うが、いかがか。</p> <p>— 全員異議なく了承 —</p> <p>会長</p> <p>それでは事務局から案について説明を求める。</p>
--	---

	<p>— 事務局から資料の配布 —</p> <p>事務局</p> <p>それでは、ただ今お配りした資料に基づき、説明する。</p> <p>まず、『市長・副市長の給料減額事務局案』の資料をご覧いただきたい。</p> <p>3点の箇条書きの1点目として市長・副市長の給料減額については、先ほども資料の説明で申し上げたとおり、既に本来支給すべき額から6%を減額しているが、これに国家公務員の課長以上相当の職員の減額率を考慮して15%の減額としてはいかがか、というものである。</p> <p>2点目として減額する期間については、一般職職員の減額期間に準じて、本年7月1日から平成26年3月31日までとし、一般職職員の減額期間が延長されるなどの変更があった場合には、その期間に準ずることとするものである。</p> <p>最後に3点目として、15%の減額期間が終了した後は、現在行っている6%の減額措置に戻り、その減額を継続していくというものである。</p> <p>次にもう一枚の市長・副市長の給料月額（現在支給額と15%減額後の減額差）をご覧いただきたい。</p> <p>一覧表となっているが、縦には市長・副市長の職名を記載しており、横には左から右へ順に、本来支給される給料月額、現在支給されている6%減額された給料月額、事務局案である15%を減額した給料月額となっている。</p> <p>そして、その右側の別枠になっているのが、市長・副市長のそれぞれの現在の支給月額と15%減額した場合の差を示してある。</p> <p>事務局案の説明は以上である。</p> <p>会長</p> <p>ご意見のある委員さんは挙手のうえ意見をお願いしたい。</p> <p>折角なので全員から意見をいただきたい。</p> <p>委員</p> <p>市長等が、一般職員以上に減額することは正しいことだと思う。減額率についても事務局案が適切だと思う。</p> <p>委員</p> <p>3点の案があるが妥当な案だと思う。市長等といった指導的な立場か</p>
--	---

	<p>らすれば一般職員を上回る率で措置を実施することは正しいことだと思う。</p> <p>現在実施している 6 %の減額については、東日本大震災の復興とは直接関係のないことなので、今回の減額措置の終了後も継続することはないことだと思う。</p> <p>ただ、当初は 3 年間の削減となっており、さらに平成 17 年度の審議会では当面の間、継続するとされているが、6 %減額についても期限を決めるべきだと思う。</p>
	<p>委員</p> <p>一般職員の給与減額が検討されていることから、市長・副市長の給料の減額も適当であると思われる。</p>
	<p>委員</p> <p>民間企業の給料がなかなか上がらない状況を考えるとやむを得ないことで、事務局の案が妥当だと思われる。</p>
	<p>委員</p> <p>市長という多忙を極める職責の中、気の毒だと思うが、国の要請もあることから、個人的には 12 %の減額でもいいと思うが、事務局案が妥当だと思う。</p>
	<p>委員</p> <p>15 %は大きい減額だと思うが、期間限定なので案とおりでいいと思う。</p>
	<p>委員</p> <p>6 %の倍以上である 15 %の減額は大きいと思われることから期限を定めての措置ならばいいと思う。</p>
	<p>委員</p> <p>減額率はやむなしと思う。しかし、市役所を 4 千人以上の従業員がいる会社として見ると、社長にあたる市長の現在の給料は少ないかなと思われ、今までかなりの減額をしてきたのではないかと思うことから事務局案に賛成である。</p>

	<p>委員</p> <p>人口60万人にもなろうとする川口市ならば、市長の給料の額がもう少し高額でもいいと思うが、一般職員の給与の減額を検討していることなので、その範を示すという意味から、より減額率が高い事務局案でやむなしと思う。</p> <p>会長</p> <p>皆様から意見を聴くことができた。</p> <p>私の見解だが、自分の会社を守るために給料を半分に減らしたことがあるので、市長の給料の減額率が高いこともやむなしだと思う。</p> <p>それでは、皆様方からいただいた意見、審議の内容について、答申書としてまとめるので、暫時休憩とする。</p> <p>(休憩)</p> <p>— 暫時休憩 —</p> <p>(審議再開)</p> <p>— 再開前に答申書案を机上に配布 —</p> <p>会長</p> <p>再開します。</p> <p>それでは、答申書の案ができたようなので、事務局から読み上げてほしい。</p> <p>事務局</p> <p>読み上げる前に、先ほど浦邊委員から6%の減額措置について、当分の間となっているが、期限を定めたほうがいいのではという意見をいただいたが、平成14年に減額した当時は、市内の経済が非常に厳しい状況ということで、3年の間の削減とした。</p> <p>しかし、3年を経た後も景気が浮揚しなかったので当分の間となった。</p> <p>先ほどのご意見のとおり、現在、国においても経済対策を行っているので、今後の景気の状況を注視していき、6%を見直す状況となった時には、あらためて川口市特別職報酬等審議会でご議論いただければと思う。</p> <p>— 事務局から答申書案を読み上げる —</p>
--	---

	<p>会長 ただ今、確認いただいた答申書案の内容について、ご意見はあるか。</p> <p>— 意見なし —</p> <p>会長 それでは、この答申案のとおりでよろしいか。</p> <p>— 全員異議なく了承 —</p> <p>会長 ありがとうございます。 後日、この答申書を私から市長に渡すということでおよろしいか。</p> <p>— 全員異議なく了承 —</p> <p>会長 そのように取り扱わせていただく。</p> <p>(閉会)</p> <p>会長 本日は、皆様のご協力により、無事、審議は終了した。 委員の皆様におかれましては、条例の規定に基づき、委員の職を解か れることとなる。 以上で川口市特別職報酬等審議会を閉会する。</p> <p>■ 8 閉 会 (午後2時43分)</p>
--	--